

令和2年12月17日

こども家庭部子育て支援課

練馬区立児童館等指定管理者の指定について

練馬区立平和台児童館、練馬区立平和台児童館学童クラブ、練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブの指定管理者が指定されたので報告する。

1 練馬区立児童館等指定管理者

(1) 平和台児童館、平和台児童館学童クラブ

団体名：公益財団法人 児童育成協会

所在地：東京都千代田区四番町2番地12

(2) 東大泉児童館、東大泉児童館学童クラブ、東大泉児童館第二学童クラブ

団体名：株式会社 ウィッシュ

所在地：東京都渋谷区広尾五丁目6番6号 広尾プラザ

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 選定の経過

令和2年7月	企画提案書作成要項配付・説明
8月	審査（施設実地調査）
8月	審査（プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）
11月	指定管理者候補の決定
12月	指定管理者の指定（指定管理者指定議案議決）